農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

**令和５年９月**

**吉　見　町**

**第１　農業経営の基盤の促進に関する目標**

１　本町は、埼玉県のほぼ中央部、東京から約５０㎞に位置し、東西約７㎞、南北約８㎞、総面積は３８．６４㎢である。東西に主要地方道東松山鴻巣線、南北に大里比企広域農道が走っている。

　　本町の農用地は約１，４３０ha、農業経営形態は、東・南・北部地域の平坦地と西部地域の丘陵地に区分される。東・南・北部地域は米麦を主体として特産物であるいちご、きゅうり等の施設園芸を加えた複合経営、西部地域は米を中心とした経営が主体である。

　　今後は、施設園芸における新品種や新技術の導入等により担い手を中心に高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ることとし、品質の向上と安定的生産、さらにブランド化を進めるとともに、加工や販売方法の研究・開発を図り特産物の高付加価値化を確立する。

　　また、主穀を中心とする経営規模拡大志向農家と施設園芸等の集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合型農業の発展をめざす。

　　さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　本町の１戸当たり平均耕地面積は、約１００ａであり、首都近郊のため他産業への就労機会も多い。その結果、恒常的勤務による兼業農家が多数を占め、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化している。

　　こうした状況から、農地の資産的保有志向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきた。しかし、近年は兼業農家の高齢化、農業機械の老朽化、土地改良や世代交代等を契機に農地の流動化が進みつつある。

３　本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね１０年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり４００万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

４　本町は、将来の町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

　まず、本町は、町農業委員会、埼玉中央農業協同組合、東松山農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、吉見町地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため人と農地の問題の解決に向けた「未来の設計図」となる「地域計画」を策定し、十分に整合がとられるよう推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の吉見町地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

　次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

　　また、これらの農地の流動化に関しては、西吉見南部地区、大串地区で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化をした条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

　水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするように指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

　さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、吉見町農業機械化経営者協議会、埼玉中央農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、東松山農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

　生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

　特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

　さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進、家族経営協定の締結や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第１２条の農業経営改善計画の認定制度、法１４条の４青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業経営体育成基盤整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

５　本町は、吉見町地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び埼玉中央農業協同組合の研修会の開催等を東松山農林振興センターの協力を受けつつ行う。

　　また、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

　　なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

６　本町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始計画から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等については、年間１人の新規就農を確保するとともに、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の６割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２５０万円程度）を目標とする。

**第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

［個別経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 観光農園  （いちご）  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 　 30ａ  ＜経営面積＞  　　　　 30ａ | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　　 3,000 ㎡  耕運機　　　 1台  動力噴霧器　　 　1台  軽トラック 1台  温風暖房機  ＜その他＞  ・観光摘み取り | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定  の締結に基づく  給料制、休日制  の導入  ・農繁期におけ  る臨時雇用者の  確保による過重  労働の防止 |
| いちご複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 　 20ａ  水稲　　　 2ha  ＜経営面積＞  　　　　 2.5ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　　 2,000 ㎡  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps） 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条） 　 1台  乗用田植機(5条) 1台  軽トラック 1台  ＜その他＞  ・基盤整備された１区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 主穀単一  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  水稲　　　 5ha  小麦　　　 2ha  大豆　　 0.5ha  ＜経営面積＞  　　　　　 7ha | ＜資本装備＞  ﾄﾗｸﾀｰ(50ps) 1台  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　　　1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(5条） 　 1台  乗用田植機(6条) 1台  軽トラック 　　　1台  温湯消毒機　　　 1台  ＜その他＞  ・米麦は一部二毛作体系  ・１ha以上に団地化された農用地  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 施設野菜  複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  きゅうり　20ａ  トマト　　20ａ  水稲　　　 2ha  ＜経営面積＞  　　 2.5ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　2,000 ㎡  (2棟)  作業場兼車庫  トラクター(30ps)1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条） 　 1台  乗用田植機(5条) 1台  自動カーテン装置  施肥かん水装置  軽トラック　　 １台  温風暖房機  ＜その他＞  ・集出荷場は協同利用  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  鉢物　　　15ａ  苗物　　 15ａ  ＜経営面積＞  　　　　　1.5ha | ＜資本装備＞  ハウス施設　2,000 ㎡  作業場兼車庫　 １棟  温風暖房装置  トラクター　　 １台  トラック　　　 １台  動力噴霧器  シェード施設  ＜その他＞  ・施設は複合環境制御 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| しいたけ  複　　　合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  しいたけ　 7ａ  水稲　　　 1ha  ＜経営面積＞  　　　　 　2ha | ＜資本装備＞  しいたけハウス 350㎡  作業場兼倉庫  トラック　　　　 1台  ＜その他＞  ・基盤整備された1区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整、出荷には地域施設を活用 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 養鶏複合  経　　　営  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  採卵鶏 5,000羽  育成舎　 235㎡  水稲　　　 2ha  ＜経営面積＞  2.5ha | ＜資本装備＞  成鶏舎　　　　 600㎡  育雛舎　　　　　25㎡  自動給餌機　　　 1基  鶏糞発酵乾燥機　 1基  除糞機　　　　　 1基  ＜その他＞  ・鶏卵はコンテナによる出荷を主に一部直売宅配等で有利販売も行う | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |

[組織経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ３名 | ＜作付面積等＞  鉢物　 　 20ａ  （ポインセチ）  花苗　　　20ａ  野菜類　　15ａ  草花鉢・苗 26ａ  ＜経営面積＞  　　　　1.5ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 2,700㎡  ガラスハウス 　1,500㎡  パイプハウス 1,500㎡  作業場室　　　 500㎡  フォークリフト　1台  自動かん水設備  ＜その他＞  ・露地を利用した栽培体系確立する。鉢物は全量、自社直売用に特化した生産を行う | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・労災保険の加入  ・雇用労働力の効率的活用を図る | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 養　　　蜂  基幹従事者  ３名 | ＜飼養頭数＞  貸蜂　10,000群  売蜂　12,000群  ＜経営面積＞  0.5ha | ＜資本装備＞  トラック3ｔ　　 1台  トラック1.5ｔ 　4台  軽トラック　　 1台  フォークリフト　4台  倉庫　　　　 1,150㎡  ＜その他＞  ・販路の拡大と確保  ・花粉交配業として、各種農業に貢献していく | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・労災保険の加入  ・雇用労働力の効率的活用を図る | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 |
| 水耕みつば  基幹従事者  ３名 | ＜作付面積等＞  みつば 　80ａ  ＜経営面積＞  　　　　80ａ | ＜資本装備＞  ガラス温室 　5,000㎡  作業場兼車庫 200㎡  水耕装置  下葉取り機 4台  全自動梱包機　　1台  予冷庫　　　　　30㎡  水耕施設改室5,000㎡  ＜その他＞  ・年１０作の周年栽培  ・施設は複合環境制御  ・養液管理は全自動化 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・労災保険の加入  ・雇用労働力の効率的活用を図る | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 |

**第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たなに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

　第１に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第２で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

［個別経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 観光農園  （いちご）  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 　 15ａ  ＜経営面積＞  　　　　 15ａ | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　　 1,500 ㎡  耕運機　　　 1台  動力噴霧器　　 　1台  軽トラック 1台  温風暖房機  ＜その他＞  ・観光摘み取り | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組合せ |
| いちご複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 　 10ａ  水稲　　 1.0ha  ＜経営面積＞  　　　　 1.1ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　　 1,000 ㎡  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps） 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3条） 　 1台  乗用田植機(4条) 1台  軽トラック 1台  ＜その他＞  ・基盤整備された１区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |
| 主穀単一  基幹従事者  １名 | ＜作付面積等＞  水稲　　 3ha  小麦　　 1.2ha  大豆　　 0.5ha  ＜経営面積＞  　　　　 4.7ha | ＜資本装備＞  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps) 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3条） 　 1台  乗用田植機(5条) 1台  軽トラック 　　　1台  温湯消毒機　　　 1台  ＜その他＞  ・米麦は一部二毛作体系  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |
| 施設野菜  複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  きゅうり　10ａ  トマト　　10ａ  水稲　　 1.0ha  ＜経営面積＞  　　 1.2ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 1,000 ㎡(2棟)  作業場兼車庫  トラクター(30ps) 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3条） 　 1台  乗用田植機(4条) 1台  自動カーテン装置  施肥かん水装置  軽トラック　　 　1台  温風暖房機  ＜その他＞  ・集出荷場は協同利用  ・水稲の乾燥調整､出荷  には地域施設活用 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  鉢物　　 10ａ  苗物　　　10ａ  ＜経営面積＞  　　　　　20ａ | ＜資本装備＞  ハウス施設　 1,000 ㎡  作業場兼車庫　　 1棟  温風暖房装置  トラクター　　　 1台  トラック　　　 　1台  動力噴霧器  シェード施設 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |
| しいたけ  複　　　合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  しいたけ　 4ａ  水稲　　 0.5ha  ＜経営面積＞  　　　　 　1ha | ＜資本装備＞  しいたけハウス 200㎡  作業場兼倉庫  トラック　　　　 1台  ＜その他＞  ・基盤整備された1区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整、出荷には地域施設を活用 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確  化・新技術及び  市場情報等の収  集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |
| 養鶏複合  経　　　営  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  採卵鶏 3,000羽  育成舎　 140㎡  水稲　　　1.2ha  ＜経営面積＞  1.5ha | ＜資本装備＞  成鶏舎　　　　 360㎡  育雛舎　　　　　15㎡  自動給餌機　　　 1基  鶏糞発酵乾燥機　 1基  除糞機　　　　　 1基  ＜その他＞  ・鶏卵はコンテナによる出荷を主に一部直売宅配等で有利販売も行う | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、品  種、作型の組合せ |

［組織経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  鉢物　 　 10ａ  （ポインセチ）  花苗　　　10ａ  野菜類　　10ａ  草花鉢・苗15ａ  ＜経営面積＞  　　　　1.5ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 1,500㎡  ガラスハウス 　 1,000㎡  パイプハウス 1,000㎡  作業場室　　　 300㎡  フォークリフト　1台  自動かん水設備  ＜その他＞  ・露地を利用した栽培体系確立する。鉢物は全量、自社直売用に特化した生産を行う | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、品  種、作型の組合せ |
| 養　　　蜂  基幹従事者  ２名 | ＜飼養頭数＞  貸蜂　6,000群  売蜂　7,200群  ＜経営面積＞  　　 0.3ha | ＜資本装備＞  トラック3ｔ　　 1台  軽トラック　　　 1台  フォークリフト 1台  倉庫　　　　 600㎡  ＜その他＞  ・販路の拡大と確保  ・花粉交配業として、各種農業に貢献していく | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市場  情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、品  種、作型の組合せ |
| 水耕みつば  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  みつば 　 50ａ  ＜経営面積＞  　　　　　50ａ | ＜資本装備＞  ガラス温室 　3,000㎡  作業場兼車庫 120㎡  水耕装置  下葉取り機 2台  全自動梱包機　　1台  予冷庫　　　　 20㎡  水耕施設改室3,000㎡  ＜その他＞  ・年１０作の周年栽培  ・施設は複合環境制御  ・養液管理は全自動化 | ・青色申告の実  施  ・経営内におけ  る役割の明確化  ・新技術及び市  場情報等の収集 | ・年間労働配分  を考えた作目、  品種、作型の組  合せ |

**第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である米、いちごなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、東松山農林振興センターや埼玉中央農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供を行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、埼玉県、町農業委員会、埼玉中央農業協同組合、東松山農林振興センター等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

1. 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
2. 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、埼玉県、町農業委員会、東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の営業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、埼玉中央農業協同組合等の関係機関と連携して、経営

の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町区域内において後継者がいない場合は、埼玉県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

**第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

　　上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域  の農用地の利用に占める面積シェア  の目標 | 備考 |
| ５６％ |  |

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

　　農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

　　本町の東、南、北部地域の平坦部においては、米麦を主体とし、特産品であるいちご、きゅうり等の施設園芸を加えた複合経営が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

　また、西部地域の丘陵地は米を主体とした土地利用型農業であり、平坦部同様、経営効率は図られていない。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

　　今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

　　町、町農業委員会、農地中間管理機構、埼玉中央農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

　①　認定農業者や集落営農を地域計画により地域の中心となる経営体へ位置付け。

　②　関係機関協力のもと、担い手の育成に向けた研修会等の支援。

　③　農地中間管理事業による農地の効率的利用。

　④　土地改良事業による営農条件の整備。

　⑤　日本型直接支払制度を推進し、地域ぐるみの営農活動支援。

（３）関係団体等との連携体制

　　本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、町農業委員会、埼玉中央農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

**第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

本町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい振興などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業として積極的に取り組む。

　町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事業

②農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤新たに農業経営を営もうとうする青年等の育成・確保に関する事業

⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　平坦部に位置する南部地域のうち大串地区においては、県営ほ場整備事業が実施され、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ　農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努

め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

　以下、個別事業ごとに述べる。

１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、埼玉中央農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、埼玉県、その他の関係者等とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、埼玉県、町農業委員会、農地中間管理機構、埼玉中央農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

２　農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

（１）本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う埼玉県農林公社及び埼玉中央農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社等が行う事業の実施の促進を図る。

（２）本町、町農業委員会、埼玉中央農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他

農用地地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業に効率化に関する事業

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第６－１号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、助言

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東松山農林振興センター、町農業委員会、埼玉中央農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４　埼玉中央農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 埼玉中央農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）埼玉中央農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

埼玉中央農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

５ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、農業構造改善事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転換作物を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に西吉見南部地区、大串地区が行っているような面的な広がりの集団的土地利用を範としつつ、このような転換作物を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町農業委員会、東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２、第２の２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 町農業委員会等の協力

町農業委員会、埼玉中央農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、吉見町地域担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

**第６　その他**

この基本構想について定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、平成　６年６月２０日から施行する。

２　この基本構想は、平成１２年３月２９日から施行する。

３　この基本構想は、平成１８年４月２７日から施行する。

４　この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。

５　この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

６　この基本構想は、令和４年３月３１日から施行する。

７　この基本構想は、令和５年９月３０日から施行する。

利用権設定等促進事業については、令和７年３月３１日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。